

令和 7 年度北海道労働局
第 1 回期間入札
国有財産一般競争入札案内書

(令和 7 年 7 月 3 1 日開札)

厚生労働省
北海道労働局

目 次

期間入札の流れ	P. 1
国有財産の一般競争入札（期間）の案内書	P. 2
（１）国有財産売却公示書（写）	P. 9
（２）入札要領	P. 12
（３）関係法令	P. 15
（４）国有財産売買契約書（案）	P. 16
（５）入札関係書類の提出方法 ・各種提出書類の記入例（ P. 21 ～ P. 40 ）	P. 20
（６）開札会場のご案内	P. 41

【別冊】

- 物件調書・図面

<留意事項>

- 1 上記（１）～（６）及び別冊（物件調書等）がすべて揃っているか確認してください。
- 2 上記資料はすべて重要な内容となりますので、記載事項をよく確認いただき、不明な点は入札前にお問い合わせください。
- 3 物件調書により、必ず事前に現地をご確認ください。

期 間 入 札 の な が れ

公示日

令和 7 年 7 月 4 日（金）

入札関係資料配付開始

- ・ 物件の引渡しは現状有姿となります。（当局にて設置した看板及び単管柵等を含む）
- ・ 必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査を行って下さい。
- ・ 現地確認にあたっては、近隣住民の迷惑とならないようご配慮願います。



入札保証金の納付

- ・ 所定の「振込依頼書」により最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）、インターネットバンキング、ATM を除く）から指定口座へお振込み下さい。
- ・ 入札保証金は入札金額の 5 % 以上（円未満切上げ）に相当する金額です。



入札関係書類の作成

- ・ 必ず、所定の様式を使用して下さい。※ 4 ページの「(3) 入札方法①入札に当たり提出する書類について」参照



入札受付（入札関係書類の提出）

令和 7 年 7 月 9 日（水）9 時 ～ 令和 7 年 7 月 30 日（水）17 時（必着）

- ・ 郵送の場合、必ず簡易書留郵便により提出して下さい。
- ・ 持参の場合の受付場所⇒札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第一合同庁舎 9 階南側 北海道労働局総務部総務課会計第四係
(受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日除く)



開札

令和 7 年 7 月 31 日（木） 9 時 00 分～

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 9 階南側 北海道労働局総務部総務課事務室内

- ・ 開札時間は物件ごとに異なります。



売買契約の締結 令和 7 年 8 月 29 日（金）まで

- ・ 契約締結期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。
- ・ 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記にかかる登録免許税等の諸費用は落札者の負担となります。



売買代金の支払い

- ・ 売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に売買代金の 1 割以上を契約保証金として納め、契約日を含めて 20 日以内に売買代金と契約保証金との差額を支払っていただきます。



所有権の移転

- ・ 売買代金を全額納付したときに移転します。
- ・ 所有権移転登記の手続きは後日、国が行います。
- ・ 所有権の移転後、現地看板を速やかに撤去願います。

国有財産の一般競争入札（期間入札）案内書

1. はじめに

（１）入札の参加にあたっては、「入札要領」を熟読のうえ参加して下さい。

（２）入札は、郵送又は持参により入札関係書類を提出して行う方法となります。

（３）物件は、**現状有姿（あるがままのすがた）**の引渡しになります。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。物件調書と現況が相違している場合であっても、現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

なお、入札参加者は本入札案内書の物件調書等により、必ず現地をご確認のうえ、諸規制の状況等にもご留意下さい。

※ 現地確認にあたっては、近隣住民の迷惑とならないようにご配慮下さい。

2. 入札物件

入札物件は、「物件調書」のとおりです。

3. 入札参加者の資格

次に掲げる①から③に該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条に規定する者

② 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4. 入札にあたって付す条件

入札物件の売買契約には、次の条件が付されます。条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければならない、売買契約が解除されます。

（１）公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

（２）風俗営業等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

（３）実地調査等

① 国は、上記 4（１）、（２）の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

5. 入札受付期間及び開札の日時・場所

(1) 入札受付期間、場所

期 間：令和7年7月9日（水）9時から令和7年7月30日（水）17時（必着）まで

場 所：札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階南側
北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

TEL 011-700-5451（直通）

※土・日曜日及び祝日の受付は行いません。

(2) 開札日時、場所

日 時：令和7年7月31日（木）9時から

場 所：札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎 9階 南側 総務課事務室内

・入札の開札参加希望者は、事前に開札立会い届出書を提出していただきます。入札者及びその関係者の方のみ開札会場へ入場できます。

・開札結果は文書により入札者全員に通知します。落札者に対しては、労働局担当者より直接ご連絡します。

（注）電話による結果照会についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

担 当：北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

TEL 011-700-5451（直通）

北海道労働局のホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>）にて、開札結果を開札日翌日以降に公表します。

6. 入札保証金の納付

入札に必要な入札関係書類を提出する前に入札保証金を納付して下さい。

(1) 納付が必要な入札保証金の額

入札金額の100分の5に相当する額（円未満切上げ）以上の金額。

【 入札保証金の計算例 】

● 入札される金額の100分の5に相当する額（円未満切上げ）以上の金額

入札金額

最低入札保証金額

88,888,888 円 × 5%(0.05) = 4,444,444.4 ⇒ 4,444,445 円

（円未満切上げ）

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金は、北海道労働局から配布を受けた所定の「振込依頼書」を用いて最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）から、北海道労働局の指定する口座に振り込んで下さい。

（注） ・振込手数料は入札参加者のご負担となります。

・ATM、インターネットバンキングによる振り込みは無効となります。

・複数の物件に入札される場合、物件ごとに「振込依頼書」を用意して振り込んで下さい。

・必ず取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（北海道労働局提出用）を受け取って下さい。

7. 入札手続

(1) 入札関係書類の確認

入札1物件につき1通の入札関係書類を作成する必要があります。
作成を要する入札関係書類は、下記の表にてご確認ください。

(2) 入札方法

入札は、北海道労働局から配布を受けた所定の入札書等の用紙を使用し、必要事項を記入のうえ、記名・押印し提出する必要があります。

各書類の記入にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（鉛筆不可）をご使用のうえ、記入内容を書き損じたときは、新たな用紙の配布を受けて書き直して下さい。

なお、使用される印鑑は印鑑登録されている印鑑（実印）をご使用下さい。

① 入札にあたり提出する書類について

入札関係書類		提出書類	
		個人	法人
① 入札参加資格関係書類提出用封筒（茶）	所定書式	○	○
② 入札書提出用封筒（白）		○	○
③ 入札書		○	○
④ 入札保証金提出書類 ・ 入札保証金提出書 ・ 入札保証金振込証明書		○	○
⑤ 役員一覧表		—	○
⑥ 誓約書		○	○
⑦ 開札立会い届出書		希望者のみ	希望者のみ
⑧ 住民票（続柄等省略なしのもの）		○	—

※ 委任状は、代理による入札の場合に必要です。

委任者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を併せて添付する必要があります。

② 入札関係書類の提出方法

イ. 入札書を入札書提出用封筒に入れて封をして下さい。

（注）入札書提出用封筒には、入札書以外の書類は入れないで下さい。

ロ. 入札保証金を納付した際に受領した「保管金受入手続添付書」を「入札保証金振込証明書」に貼付して下さい。

ハ. 入札参加に必要なとなる入札関係書類を入札関係書類提出用封筒に入れて封をし、裏面に「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「氏名」を記入して下さい。

ニ. 入札関係書類を入れた入札関係書類提出用封筒を北海道労働局総務部総務課会計第四係あてに簡易書留郵便により提出して下さい。（持参による提出も可。）

令和7年7月30日（水）17時までに到達しない入札関係書類は受付できませんので、十分余裕をもって提出して下さい。

提出された入札関係書類は、その事由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意下さい。

入札手続上の注意点

※ 法人による入札の場合は、役員一覧表の提出が必要となりますので、記入漏れ及び提出漏れがないようご注意ください。

(注) 役員一覧は所定の様式を使用し、物件番号・法人名・法人登記簿に記載されている役員全員の「役職名・氏名（フリガナ）・生年月日・性別・住所」を記入することとなります。（法人の登記事項証明書の提出では、無効となります。）

※ 代理の方が入札される場合には、委任者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を添付した「委任状」が必要となります。

なお、委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要となります。

- ・日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明
- ・外国人或いは外国法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付）

(注) 日本語訳は誰が行っても構いませんが、訳文の下に訳者の記名・押印が必要となります。

※ 入札関係書類提出用封筒裏面の「送付先」欄は、入札結果通知の送付希望先が、入札者の住所・氏名と異なる場合のみ記入願います。

8. 入札の無効

入札要領において無効としているものに該当した場合。

9. 落札者の決定方法

開札の結果、国の予定価格以上で、かつ、最高の価格の有効な入札をした方を落札者と決定します。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、全物件の開札終了後、直ちにくじによって落札者を決定します。

当該入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者にくじを引かせて落札者を決定します。

ただし、以下の場合は落札者の決定を留保することとなります。

落札者の決定を留保する場合とは

国の予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した方が、入札要領第8条に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合に、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することです。

落札となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きも留保します。

落札者の決定を留保した物件についてのみ、落札者を決定するまでの間に「入札辞退届」の提出があった場合、入札を辞退することができますので、当該物件に係る全ての入札者へその旨を通知します。

落札者の決定を留保した物件の落札者の決定は、以下のとおりとなります。

【排除要請が行われなかった場合】

⇒ 落札候補者を落札者と決定します。

【排除要請が行われた場合】

⇒ 落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格（最低売却価格）以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

10. 入札保証金の返還

(1) 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札者が指定した金融機関の返還先口座へ振り込む方法によりお返しします。

なお、入札保証金には利息を付しません。金融機関への振り込みは、開札日から概ね 10 日後となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 入札保証金を納付した後、入札書を提出しなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。その場合、返還先口座等の確認のため、下記の書類が必要となりますので、北海道労働局総務部総務課会計第四係まで提出して下さい。

なお、入札保証金の返還は開札終了後となります。

・「入札保証金提出書」

・「入札保証金振込証明書」（「保管金受入手続添付書」（振込書の 2 枚目の北海道労働局提出用）を貼付したもの）

※ 返還先口座名等の記載内容に不備がある等、入札者の責に帰すべき事由により、北海道労働局からの振り込みに「組戻し」等が生じた場合、組戻しに係る手数料及び再振込手数料は入札者の負担とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※ 落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。ただし、開札後、入札者から落札者の決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合には入札保証金をお返しします。

11. 契約の締結等

(1) 落札者との売買契約の締結は、令和 7 年 8 月 29 日（金）までに行います。

ただし、上記 10 により落札者の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知することとします。

期限までに、誓約書を提出のうえ契約を締結しない場合には、入札保証金は国庫に帰属することとなり、お返しできませんのでご注意ください。

(2) 売買契約書（案）は、16 ページのとおりです。

(3) 売買代金以外にも売買契約書（国保管用のもの 1 通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な諸費用は落札者の負担となりますので併せてご用意下さい。

12. 売買代金の支払い方法

売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の 1 割以上（円未満切上げ）を納付していただきます。その後、売買契約締結日を含めて 20 日以内に、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により納付して下さい。

入札にあたって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができます。その場合は、契約締結日に、契約保証金と入札にあたって納付された入札保証金との差額をご用意下さい。

(注) ・売買契約締結の日から 20 日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。

・売買代金の分割納付はできません。

・売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなり、お返しできませんのでご注意ください。

13. 所有権の移転

(1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)

また、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

なお、所有権の移転後は、速やかに現地看板を撤去願います。

(2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付確認後、国が行います。

なお、中間省略登記はできません。

14. 開札の結果、売払い相手方が決まらなかった物件について

開札の結果、落札に至らなかった物件については、当該入札参加者のうち入札参加資格を有していると認めた者を対象として、再度入札を1回実施します。

なお、再度入札に係る入札保証金について、追加の納付はできません。そのため初度の入札にあたって納付した入札保証金の金額の範囲内で入札金額を記入していただくことになりますのであらかじめご了承ください。

また、再度入札において、入札保証金の納付金額により、初度の入札額を超える金額で再度入札することができない入札参加者については、再度入札の辞退があったものと取扱うこととするため、再度入札には参加できません。

(例) 入札保証金 500,000円 × 20倍 = 入札金額(上限) 10,000,000円

再度入札については、対象となった方に初度の開札結果通知時にお知らせいたします。

(注) 初度の入札で落札者の決定を留保した物件については、再度入札は実施しません。

15. 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、契約者の個人・法人の別、法人にあってはその業種)をホームページ等で公表することとなります。

16. 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

17. 契約不適合について

(1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを発見した場合には、速やかにお申し出ください。

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が民法第562条に規定する「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」にあたると判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が履行の追完のための工事内容について、事前に協議を行ったうえで、国（原因者を含む。）又は買受人において履行の追完を行うこととします。

なお、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において履行の追完を行うこととした場合には、履行の追完に要すると認められる費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

（注）挙証資料とは、以下の資料をいいます。

ア 履行の追完の範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）

イ 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

ウ その他国が指定する資料（例えば、工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定します。

③ さらに、費用の支払額は売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません。

④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 履行の追完等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記の国有財産を物件ごとに一般競争入札（期間入札）により売払いします。

記

1 売払物件

物件番号	区分	所在	地番	地目	数量
0 0 1	土地	檜山郡江差町字緑丘	3 8 番 2 3 8 番 4 3 8 番 5	宅地	144.32 m ²
0 0 2	土地	檜山郡江差町字南が丘	7 番 1 8 6	宅地	349.26 m ²
0 0 3	土地	檜山郡江差町字南が丘	7 番 2 1 7	宅地	351.00 m ²
0 0 4	土地	滝川市滝の川町東 3 丁目	1 1 4 0 番 6	宅地	826.43 m ²
0 0 5	土地	滝川市滝の川町東 3 丁目	1 1 4 0 番 5 2	宅地	620.64 m ²
0 0 6	土地	夕張市清水沢清栄町	9 7 番 2	宅地	1402.43 m ²

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令 70 条及び 71 条の規定並びに国有財産法第 16 条の規定に該当する者。
- (2) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者。

3 入札要領及び契約条項を示す場所

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 9 階 北海道労働局掲示板

なお、入札書等用紙は、告示の日から令和 7 年 7 月 30 日（水）までの間、北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）において交付する。

4 入札及び開札の場所及び日時

北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）あてに郵送又は持参により入札を受け付ける。

(1) 入札受付期間

令和 7 年 7 月 9 日（水）9 時から令和 7 年 7 月 30 日（水）17 時まで（必着）

(2) 開札日時

日 時：令和 7 年 7 月 31 日（木）9 時から

場 所：札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 9 階 南側 総務課事務室内

なお、開札立会希望者については、事前に北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）あて連絡すること。

5 入札保証金

- (1) 入札保証金は、各自入札金額の 100 分の 5 に相当する額（円未満切り上げ）以上の金額を北海道労働局が交付する振込依頼書を使用し振り込むものとする。この入札保証金には利息を付さない。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座への振り込みにより還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 条件

落札者は売買契約締結後、当該契約締結の日から 10 年間は次の（1）及び（2）に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。
- (2) 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらに供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

8 契約不履行

落札者が落札の日から30日以内に契約を結ばない場合には、上記5の入札保証金は国庫に帰属する。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に、売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を売買契約締結の日から20日以内に支払うものとする。

10 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約内容を公表するものとする。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあってはその業種とする。

11 その他

入札者は、本公示書のほか、北海道労働局で交付する入札要領及び国有財産契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和7年 月 日

契約担当官

北海道労働局長 村松 達也

連絡先

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1札幌第1合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

☎011-700-5451（直通）

入 札 要 領

- 第 1 条 入札希望者は、国有財産売払公示書及び本要領のほか、国有財産売買契約書（案）、物件調書、国有財産の一般競争入札（期間入札）案内書を熟読のうえ入札してください。
また、入札に使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（法人は代表印・個人は実印）を使用してください。
- 第 2 条 現物と公示物件の数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことができません。
- 第 3 条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。
- 第 4 条 入札は北海道労働局が交付する入札書に必要事項を記入し、入札書のみを入札書提出用封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに入札関係書類提出用封筒により、入札受付期間【令和 7 年 7 月 9 日（水）9 時から令和 7 年 7 月 30 日（水）17 時まで（必着）】に北海道労働局総務課あて簡易書留郵便により郵送又は持参によって提出しなければなりません。
- 第 5 条 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 に相当する額（円未満切り上げ）以上の金額を北海道労働局が交付する振込依頼書を用いて、北海道労働局の指定する預金口座（口座番号等は振込依頼書に記載のとおり）に振り込んでください。
その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと北海道労働局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。
- 2 1 通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。
- 3 振込依頼書の依頼人欄の振込依頼番号には、必ず入札書に記入する物件番号と同じ番号を記入してください。
- 4 入札保証金の納付後は、入札保証金の取消し又は変更はできません。
- 第 6 条 入札書の記入にあたっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。
- 2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金の返還先欄に金融機関名、預金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入してください。
- 第 7 条 提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、書換え又は取り消しを行うことができません。
- 第 8 条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの。
 - 2 入札書に入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの。
 - 3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの。
 - 4 入札の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの。
 - 5 入札担当官が入札書不完全と認めたもの。
 - 6 入札書に回次番号及び物件番号の記載がないもの。
 - 7 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの。
 - 8 第 5 条に規定する入札保証金振込証明書の提出がないもの。
 - 9 第 5 条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの。
 - 10 第 5 条に規定する入札保証金を差し出さないもの。
 - 11 1 物件に対して 1 人で複数の入札（共有者となる場合を含む。）をしたもの。

- 12 代理人が2人以上の者を代理して入札したもの。
- 13 入札者が同一物件について、他の入札者の代理をしたときの双方の入札。
- 14 法人による入札の場合、役員一覧の提出がないもの。
- 15 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者が入札したもの。
- 16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの。

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

 - (1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務その他これに類するものの用に供しようとするもの。
 - (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - (3) 次のいずれかに該当するもの。
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの。

(注)「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

 - イ 個人及び役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの。
 - ウ 個人及び役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの。
 - エ 個人及び役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
 - オ 個人及び役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの。

(4) (1)～(3)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの。
- 17 入札関係提出書類に虚偽の記載があるもの。
- 18 北海道労働局が指定する誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反したものの。

第 9 条 開札の立会は、事前に申込が必要です。開札時間帯につきましては、別途、立会希望者へ通知します。

第 10 条 国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係る全ての入札者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開催会場にいない場合には、当該入札に係る事務を行っていない国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

- 第 11 条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。
- 第 12 条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、当該入札参加者のうち入札参加資格を有していると認めた者を対象として再度の入札を 1 回実施します。再度入札の実施については、第 11 条の通知と併せて通知します。
- 第 13 条 非住居者（外国為替及び外国貿易管理法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替管理令（昭和 55 年政令第 260 号）第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要する者であるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 第 14 条 入札保証金は、落札者を除き、第 6 条第 2 項に規定する方法によりこれをお返しします。
なお、落札者の入札保証金は、第 16 条に定める契約保証金に充当します。
また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。
ただし、開札後、入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には入札保証金を還付します。
- 第 15 条 落札者が令和 7 年 8 月 29 日（金）までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。
また、入札参加資格の確認に関して警察当局からの回答を待って契約を締結する必要がある場合については、その旨及び契約締結期限を連絡することとします。
- 第 16 条 落札者は、第 14 条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上げ）に相当する金額を北海道労働局が交付する振込依頼書により納付しなければなりません。契約保証金を納付した場合は、納付後、20 日以内に契約金額から契約保証金を差し引いた残額を納入告知書により納付しなければなりません。
なお、契約保証金を納付した後、20 日以内に売買代金が全額支払われなかった場合、または契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除させた場合には、契約保証金は国庫に帰属することになります。
- 第 17 条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。
- 第 18 条 本入札要領に定めない事項は、全て会計法規の定めるところによって処理します。

《法令抜粋》

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - （2）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（2）暴力団 その他団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（6）暴力団員 暴力団の構成員をいう。

国有財産売買契約書

収入印紙

売出人国（登録番号T3800012000004）（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量		備考
			m ²	

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として売買代金の1割以上を甲に納付しなければならない。なお、あらかじめ入札保証金を納付している場合はこれを契約保証金に充当する。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の前払金又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち第3条第1項に定める契約保証金を除いた額を、甲の発行する納入告知書により、契約締結日から20日以内に甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、

協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの日を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第10条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

（違約金）

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に

支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したとき 金 円

(2) 第 10 条に定める義務に違反したとき 金 円

2 前項の違約金は第 13 条第 4 項及び第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第 10 条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第 14 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 18 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 19 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 20 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号

契約担当官 北海道労働局長

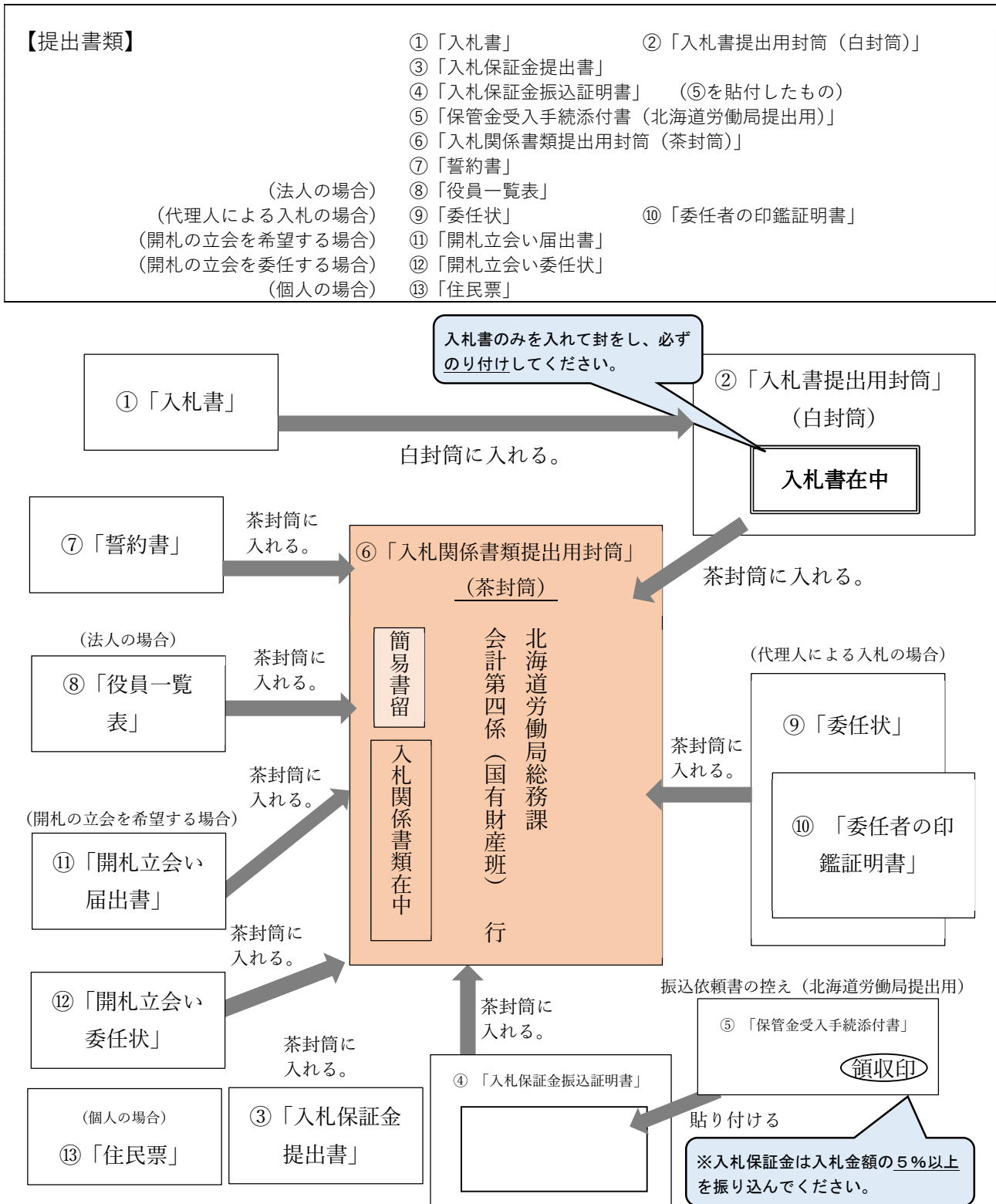
村松 達也 印

買受人 住所（所在地）

氏名（名 称）

入札関係書類の提出方法

※ 各書類の記入方法につきましては、次ページ以降に記載していますのでご確認ください。



- ※ 入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用ください。（鉛筆不可）
- ※ 入札書類に押印する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（法人は代表印・個人は実印）をご使用ください。
- ※ 不明な点がございましたら、別途電話等で北海道労働局総務課会計第四係までお問い合わせください。

入 札 書

北海道労働局長 殿

住所

入札者

氏名

⑩

住所

共有者

・

代理人

氏名

⑩

回次・物件番号	第		回		—		物 件 番 号					
			億			百万			千			円
金 額												

ただし、上記金額は課税物件（立木・建物等）を含む場合、消費税及び地方消費税を含んだ金額である。

国有財産の一般競争入札公示書を承知の上、上記のとおり入札いたします。

- (注)
- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
 - 2 回次・物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
 - 3 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印のみを押印してください。
 - 4 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
 - 5 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
 - 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

※共有又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

入 札 書

北海道労働局長 殿

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入札者 住所 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

株式会社 ○○○○不動産
氏名 代表取締役 □□ □□

印

印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用してください。

共有者

代理人 氏名

印

第1回の場合は01と記入してください。

入札物件一覧表を見て記入してください。

回次・物件番号	第	回	物 件 番 号							
	0	1	—	○	○	○	○	○	○	○
金 額			億		百万			千		円
			¥	○	○	○	○	○	○	○

ただし、上記金額は課税物件（立木・建物等）を含む場合、消費税及び地方消費税を含んだ金額である。

必ず¥マークを記入してください。

国有財産の一般競争入札公示書を承知の上、上記のとおり入札いたします。

- (注)
- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
 - 2 回次・物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
 - 3 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印のみを押印してください。
 - 4 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
 - 5 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
 - 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

※共有又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

入札保証金提出書の入札者との相違、「¥マーク」の記入がない場合や、金額欄の訂正などは無効扱いとなりますので注意してください。

入 札 書

北海道労働局長 殿

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

住所 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

入札者の押印は不要です。

代理人によって入札する場合には、委任状が必要となります。使用する印鑑は、委任状に押印したものと同一ものを使用してください。

なお、入札に必要な書類すべてに本人が記名・押印し、本人以外が書類の持参又は郵送を行う場合、代理人は不要です。（法人の場合で、法人の社員等が書類の郵送又は持参する場合も不要です。）

入札者

氏名 労働 太郎

印

共有者

住所 東京都千代田区霞が関1番1号

代理人

氏名 労働 花子

印

代理人を○で囲む。

入札物件一覧表を見て記入してください。

回次・物件番号	第	回	物 件 番 号								
	0	1	—	○	○	○	○	○	○	○	
金 額			億			百万			千		円
			¥	○	○	○	○	○	○	○	○

ただし、上記金額は課税物件（立木・建物等）を含む場合、消費税及び地方消費税を含んだ金額である。

必ず¥マークを記入してください。

国有財産の一般競争入札公示書を承知の上、上記のとおり入札いたします。

- (注)
- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
 - 2 回次・物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
 - 3 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印のみを押印してください。
 - 4 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
 - 5 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
 - 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

※共有又は代理

入札保証金提出書の入札者との相違、「¥マーク」の記入がない場合や、金額欄の訂正などは無効扱いとなりますので注意してください。

入 札 保 証 金 提 出 書

北 海 道 労 働 局
契 約 担 当 官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和 年 月 日

〒		—		TEL ()	—	共有者・代理人
入 住 所	※ 該当する場合は○印で囲んでください。 なお、共有者で入札する場合は、実印を使用してください。					
札 氏名・印	ふ り が な					
者 性 別	男・女					
生年月日	明治・大正 年 月 日 昭和・平成					
※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧表を提出してください。						

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

(振 込 金 額)

※ 受付日 令和 年 月 日
※ 受付番号 No.
※ 整理番号 令和 年度 第 号
※ 取扱者印

回 次 物件番号	第 回	—	物 件 番 号
-------------	-----	---	---------

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返 還 先	金 融 機 関 名											銀行 ・ 信用金庫 ・ その他	
												本店 ・ 支店 ・ 営業部	
	預 金 の 種 類	普通 ・ 当座 ・ 通知 ・ 別段											
	口 座 番 号											右詰めで記入してください。	
	ゆうちょ銀行 記 号 ・ 番 号	1				0	-						番号を右詰めで記入してください。
	口 座 名 義 人 氏 名	(フリガナ)											

- 注 ① ※印以外全て記入してください。(ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。
② 「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。
③ 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。
④ 返還先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は不要です。
⑤ 入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書
(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。
⑥ 法人による入札の場合は、別途「役員一覧表」を提出してください。

入札保証金振込証明書

北海道労働局
契約担当官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和 年 月 日

〒

－

TEL () －

共有者・代理人

入 住 所

※ 該当する場合は○印で囲んでください。
なお、共有者で入札する場合は。実印を使用してください。

札 氏名・印 ふ り が な

者 性 別 男・女

生年月日 明治・大正 年 月 日
昭和・平成

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧表を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

(振 込 金 額)

※ 受付日 令和 年 月 日

※ 受付番号 No.

※ 整理番号 令和 年度 第 号

※ 取扱者印

回 次	第 回		物 件 番 号
物件番号		—	

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）の貼付箇所

入札保証金を北海道労働局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（原本）を、この枠内に貼り付けて提出してください。

貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

※令和 年 月 日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

北海道労働局歳入歳出外現金出納官吏
厚生労働事務官

印

<代理人による入札の場合>

入札保証金提出書

入 札 保 証 金 提 出 書

北海道労働局
契約担当官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

提出日を記入願います。
令和 年 月 日

代理人を○で囲んでください。

〒 [] [] [] - [] [] [] [] TEL () - 共有者・代理人

入 住 所 札幌市北区北8条

札 氏名・印 ふりがな 労働 太郎 印

者 性 別 男・女

生年月日 明治・大正 〇〇年〇〇月〇〇日
昭和・平成

※該当する場合は○印で囲んでください。
なお、共有者で入札する場合は、実印を使用してください。
東京都千代田区霞が関1-1
労働 花子

ふりがなの記入漏れに注意願います。

入札者の押印は不要。

法人の場合は、①法人名、②代表者名の役職名・氏名を記入願います。

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧表を提出してください。

個人の場合は、性別・生年月日を記入願います。

印鑑証明書と同じ印鑑（実印）を押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振込金額）
¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇—

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入願います。入札金額ではありません。

※受付日 令和 年 月 日
※受付番号 No.
※整理番号 令和 年度 第 号
※取扱者印

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

回次（2ケタ）・物件番号（入札物件一覧表の番号）を記入願います。

返 還 先	金 融 機 関 名	〇〇〇	銀行・信用金庫・その他
		〇〇〇	本店・支店・営業部
	預 金 の 種 類	普通・当座・通知・別段	
	口 座 番 号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行 記号・番号	1 [] [] [] [] 0 - [] [] [] [] [] [] [] []	番号を右詰めで記入してください。
口 座 名 義 人 氏 名	(フリガナ) カブシキガイシャ 〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇		

フリガナの記入漏れに注意願います。

注 ① ※印以外全て記入してください。（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）
② 「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。
③ 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。
④ 返還先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は不要です。
⑤ 入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。
⑥ 法人による入札の場合は、別途「役員一覧表」を提出してください。

落札者以外の方の入札保証金は、この「返還先」欄に記入した口座に振り込みますので、お間違のないように正確に記入してください。また、「入札保証金振込証明書」には入札保証金を納付した際に金融機関から受け取った『保管金受入手続添付書』を貼付してください。
なお、『返還先』については、ゆうちょ銀行（郵便局）の通常貯金総合口座を指定することができます。

提出日を記入願います。

令和 年 月 日

TEL () —

共有者・代理人

※ 該当する場合は○印で囲んでください。
 なお、共有者で入札する場合は、実印を使用してください。

3

「入札保証金提出書」と同様に記入・押印してください。

男・女

明治・大正

年 月 日

昭和・平成

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧表を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

(振込金額)

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入願います。入札金額ではありません。

¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇—

第 回

目次

物件番号

※ 取扱者印

回次（2ケタ）・物件番号（入札物件一覧表の番号）を記入願います。

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）の貼付箇所

入札保証金を北海道労働局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」(原本)を、この枠内に貼り付けて提出してください。

貼り付けるときは、周囲をのり付けして確実に貼り付けてください。

金融機関で入札保証金を振り込んだ際に交付された「保管金受入手続添付書」(振込依頼書の2枚目)をのり付けしてください。

その際、金融機関の領収印が押印してあることを確認してください。

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

北海道労働局歳入歳出外現金出納官吏

厚生労働事務官

印

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 並びに 3 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

3 風俗営業等

風俗営業若しくは性風俗特殊営業その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

北海道労働局長 殿

令和 年 月 日

住 所（又は所在地）

氏 名（又は社名及び代表者名）



誓 約 書

☒ 私
☐ 当社

← 個人の場合は「私」、法人の場合は「当社」に【✓】を記入してください。

は、下記 1 及び 2 並びに 3 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

3 風俗営業等

風俗営業若しくは性風俗特殊営業その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

北海道労働局長 殿

令和 年 月 日

印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用してください。

住 所（又は所在地）

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号

氏 名（又は社名及び代表者名） 労働 太郎



委 任 状

代理人 使用印

代理人 住所

氏名

電話番号 — —

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

回次・物件番号	第	回	—	物 件 番 号		

令和 年 月 日

委 任 者 住 所

氏 名

印

電 話 番 号 — —

- (注) 1. 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること
2. 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと

※入札に必要な書類すべてに本人が記名・押印し、本人以外が書類を持参又は郵送を行う場合代理人は不要です。
また、法人の場合で、法人の社員等が書類の郵送又は持参する場合も不要です。

委 任 状

代理人 使用印

代理人 住所

氏名

電話番号

—

—

法人の場合は、①法人名、②代表者名の
役職名・氏名を記入願います。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

回次・物件番号	第 回		物件番号
	0	1	
	—	—	—
	○	○	○

提出日を記入願います。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

氏 名

電 話 番 号

—

法人の場合は、代表取締役の押印が必要です。また、印鑑証明書を添付してください。

印

- (注) 1. 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること
2. 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと

《法人による入札の場合に提出》

役員一覧表

回次 _____

物件番号 _____

法人名 _____

※フリガナを必ず記入してください

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 —

(注) 本様式には、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

《法人による入札の場合に提出》

役員一覧表

回次 01

物件番号 〇〇〇

法人名 株式会社 〇〇〇〇

入札物件一覧表を見て記入してください。

※フリガナを必ず記入してください

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	ロウドウ タロウ	(M T (S) H) 15年11月11日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
	労働 太郎			
取締役	ホッカイ ジロウ	(M T (S) H) 20年12月5日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 函館市
	北海 次郎			
取締役	ホッカイ ハルコ	(M T (S) H) 23年9月30日	男 ・ (女)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 旭川市
	北海 春子			
監査役	サッポロ ハナコ	(M T (S) H) 25年10月25日	男 ・ (女)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 釧路市
	札幌 花子			
監査役	サッポロ イチロウ	(M T (S) H) 12年3月18日	(男) ・ 女	〒〇〇〇-〇〇〇〇 苫小牧市
		年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -
		(M T S H) 年 月 日	男 ・ 女	〒 -

フリガナの記入漏れに注意願います。

(注) 本様式には、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

振込依頼書

もよりの金融機関(ゆうちょ銀行(郵便局)を除く)からお振込みください。

『振込依頼書』は3枚複写となっています。
2枚目の『保管金受入手続添付書』(北海道労働局提出用)は『入札保証金振込証明書』に貼付してください。

(注意)

国有財産 入札 保証金 振込金(兼手数料)受取書 依頼人保管用

国有財産 入札 保証金 保管金受入手続添付書 北海道労働局提出用

国有財産 入札 保証金 振込依頼書(兼入金伝票) 科目

振込日を記入してください。

金額の頭に¥マークを記入してください。

「入札」に○をしてください。

(取扱店へお願い)

人の名の前に、必ず振込依頼書を入れて打電してください。
依頼番号の空欄は、詰めて打電してください。

依頼日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	電信 振	手数料	
振込先 金融機関	北洋銀行 本店営業部	金額		
預金 種目	普通 口座 番号 6497368	現金		
受取人 口座名	(フリガナ) ニュウサツホシヨウキンホツカイドウロウドウキョク (漢字) 入札保証金北海道労働局	備考		
振込 依頼 番号	第 回 物件番号 0 2 - 0 0 0 0	収納印または振替印		
依頼人 個人名 又は 法人名	(フリガナ) カブシキガイシャ 〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 様			
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇 〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号			

※金融機関の収納印が必要となります。

入札物件一覧表を見て記入してください。

開札立会い届出書

令和 年 月 日

北海道労働局長 殿

	住所	
入札者	氏名	
		印
共有者	住所	
・		
代理人	氏名	
		印

下記の物件にかかる開札に立会いを希望するので届け出ます。

記

- 1 回次・物件番号
- 2 所在・地番

※ 代理人に委任するときは、開札立会い委任状を提出してください。

開札立会い届出書

提出日を記入願います。

令和 年 月 日

北海道労働局長 殿

法人の場合は、①法人名、②代表者名の
役職名・氏名を記入願います。

	住所	札幌市北区北8条西2丁目1番1号
入札者	氏名	株式会社 ○○○○
	代表取締役	□□ □□ ㊟
共有者	住所	
・		
代理人	氏名	㊟

印鑑証明書と同じ印鑑を押印願います。

下記の物件にかかる開札に立会いを希望するので届け出ます。

記

1 回次・物件番号

2 所在・地番

入札物件一覧表を見て記入ください。

※ 代理人に委任するときは、開札立会い委任状を提出してください。

開札立会い届出書

提出日を記入願います。

令和 年 月 日

北海道労働局長 殿

法人の場合は、①法人名、②代表者名の
役職名・氏名を記入願います。

住所 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

入札者 氏名 労働 太郎

入札者の押印は不要です。

印

共有者 住所 東京都千代田区霞が関1番1号

代理人 氏名 労働 花子

印

代理人を○で囲む。

印鑑は、委任状と同じものを使用してください。

下記の物件にかかる開札に立会いを希望するので届け出ます。

記

1 回次・物件番号

2 所在・地番

入札物件一覧表を見て記入ください。

※ 代理人に委任するときは、開札立会い委任状を提出してください。

開札立会い委任状

私は、㊟ を代理人と定め、下記の物件にかかる開札の立会いにかかる
一切の権限を委任します。

記

1 回次・物件番号 _____

2 所在・地番 _____

令和 年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

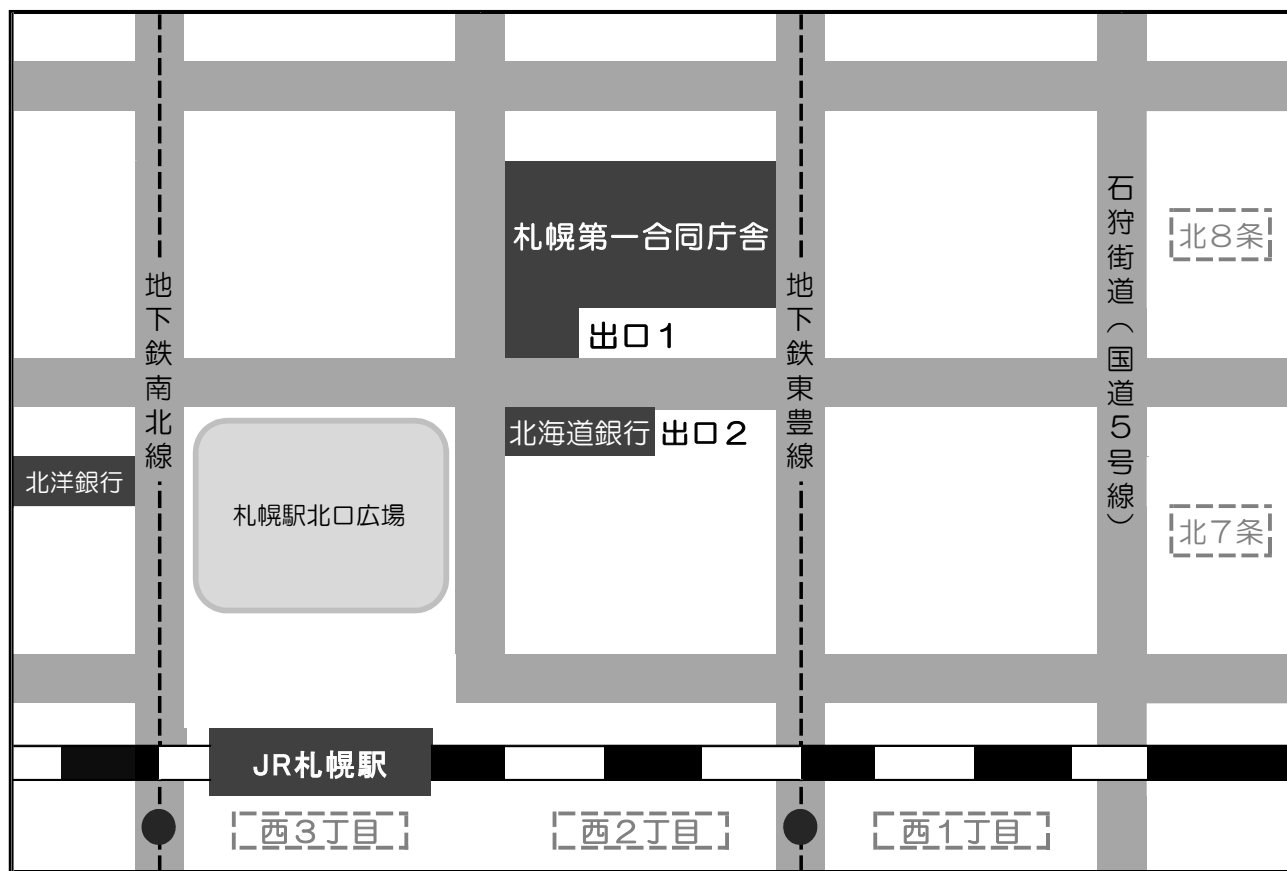
北海道労働局長 殿

(注意事項)

※ 委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。

開札立会い委任状	
法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。 印鑑は委任状と同じものを使用してください。	
私は、 労働 花子 ㊟ を代理人と定め、下記の物件にかかる開札の立会いにかかる 一切の権限を委任します。	
記	
1 回次・物件番号	
2 所在・地番	
提出日を記入願います。	入札物件一覧表を見て記入ください。
令和 年 月 日	
住 所	
氏 名	㊟
北海道労働局長 殿	法人の場合は、代表取締役印の押印が必要です。
(注意事項) ※ 委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。	

開札会場のご案内



開札日時：令和7年7月31日（木曜日）午前9時

※ 開札の立会については、事前の申込が必要です。詳細は3ページでご確認ください。

会 場：札幌第1合同庁舎 9階 南側 総務課事務室内

所 在 地：札幌市北区北8条西2丁目1-1

最 寄 駅：JR「札幌」駅、札幌市営地下鉄「さっぽろ」駅

★駐車場は混雑することが予想されるため、公共交通機関をご利用ください。

なお、駐車場の混雑を理由に開札時間を変更することはできませんのであらかじめご了承ください。